資料２

保健所運営協議会について

町田市では、2015 年度から保健所運営協議会（以下、「協議会」とします。）を設置し、このなかで保健医療計画や地域における保健活動の推進について審議することになりました。

～～ 協議会の概要 ～～

①設置の根拠（裏面参照）
・地域保健法第 11 条
・町田市保健所条例（第 7 条～第 11 条）
・町田市保健所条例施行規則（第 9 条～第 10 条）

②所掌事務
協議会は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する下記の事項について審議します。
・健康増進計画の策定及び推進に関すること
・地域における保健活動の推進に関すること
・保健衛生拠点及び施設の活用に関すること
・救急医療、災害医療に関すること
・事業計画及び事業報告に関すること

③委員構成
下表の 15 人以内をもって組織します。

所属		人数	役割
学識経験者 （保健衛生分野、福祉分野、学校保健分野など）		5 人以下	専門的総合的見地
市民団体から選出された者	民生・児童委員 町内会・自治会連合会	2 人以下	住民視点
医療関係団体の代表	医師会・歯科医師会 薬剤師会・獣医師会 市民病院	5 人以下	医学的見地
関係行政機関の代表	警察（町田・南大沢） 消防	3 人以下	連携、協力関係

④委員任期等　　任期は 2 年（再選有り。ただし、原則は 10 年を限度とする）
途中交代の場合は、前任者の残任期間を後任の任期とします。

⑤協議会開催頻度　年 1～2 回程度

⑥専門部会　専門の事項を調査するため、協議会に専門部会を設けることが可能です。

～～ 根拠条文 ～～

◆地域保健法第 11 条
　第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる

◆町田市保健所条例第 7 条～第 11 条
(保健所運営協議会)
第 7 条　地域保健法第 11 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、町田市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(組織)
第 8 条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　学識経験を有する者　5 人以内
(2)　市民団体の代表　2 人以内
(3)　保健医療関係団体の代表　5 人以内
(4)　関係行政機関の職員　3 人以内
(任期)
第 9 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。
(会長等)
第 10 条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第 11 条　協議会は、必要に応じ会長が招集する。
2　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4　会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

◆町田市保健所条例施行規則第 9 条～第 10 条
(専門部会)
第 9 条　専門の事項を調査するため、条例第 7 条に規定する町田市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)に専門部会を置くことができる。
2　専門部会は、会長が委員のうちから選任する者 5 人以内をもって組織する。
3　専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
4　部会長は、専門部会の事務を掌理し、調査の経過及び結果を協議会に報告する。
5　専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。
(協議会の庶務)
第 10 条　協議会の庶務は、保健所保健総務課において処理する。